

政令第百八十号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。

組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。次号、次項及

び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額

二 当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。

）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。

）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金

（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。

）の額を控除した額の十二分の一に相当する額

第十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項第二号」に改め、「日雇拋出金」という。）」と、「」の下に「前項第二号中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数（事業開始の日が月の初日以外の日であるときは、当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二 事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から当該会計年度における法

第七十三条第一項の規定による補助金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数で除して得た額

第二十条第三項中「並びに当該年度及びその直前の二箇年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の合算額」を「の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額」に、「から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金の額の一年度当たりの平均額を控除した額の百分の十」を「を控除した額の十二分の一」に改め、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは」を「同項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、」に改め、「（次項において「日雇拋出金」という。）と前項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び日雇拋出金」を削る。」

第二十八条の三第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の四第二項の表第三十六条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表中

第四十条第一項 及び第四十一条 第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養
---------------------------	-------	-----------------------

を

第四十条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養若しくは選定療養
第四十一条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養

に改め、同表第四十五条第三項の項から第四十五条の二第一項の項までの規定中「評価療養」の下に「

患者申出療養」を加え、同表第四十五条の二第五項の項中「又は」を「、患者申出療養若しくは」に改め、同表第五十二条第三項の項及び第五十二条第五項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第二十八条の六第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十九条の二第二項第一号ハ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

附則第一条の三中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

附則第一条の四の表中

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の
後期高齢者支援金	規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」と	
等（以下「後期高	いう。）	
齢者支援金等」と		

<p>いう。)</p>	
<p>第七十三条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項</p>
<p>及び後期高齢者支 援金等</p>	<p>、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等</p>
<p>同項 及び高齢者医療確 保法の規定による 後期高齢者支援金 (第二十九条の七 第二項及び第三項 において「後期高 齢者支援金」とい</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた同項 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(第二十 九條の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」と いう。) 及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金</p>

を

う。)		
第十九条第一項 第一号	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
第十九条第一項 第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
第七十三条第一項 及び高齢者医療確保	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（	

後期高齢者支援金 （ 後期高齢者支援金	保法の規定による
「 後期高齢者支援金 」という。）	後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）

に、

第十九条第二項	後期高齢者支援金 等	病床転換支援金等
---------	---------------	----------

を

第十九条第二項 第一号	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
第十九条第二項 第二号	及び後期高齢者支 援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

第十九条第三項	第七十三条第一項 及び後期高齢者支 援金並びに	
後期高齢者支援金 等	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
病床転換支援金等		

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

第二十条第三項	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
---------	----------	-------------------------------

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに

掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額（厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第四項第二号ロ（附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。

）において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の三十二
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四
百九十万円以上二百万円未満	百分の二十二
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八

二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

第五条第三項中「特定納付費用額」の下に「（次項において「特定納付費用額」という。）」を加え、同条第四項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「前項に規定する特定納付費用額（以下この号において「特定納付費用額」という。）」を「特定納付費用額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一

百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百一十万円未満	千分の百四十四
二百一十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

附則第十五条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条の表附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロの項及び附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項の項中「附則第十三条の五の八第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十四条の七第一項第一号」を「附則第十四条の九第一項第一号」に改め、同表第五条第四項第二号イの項中「附則

第十三条の五の八第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十三条の五の六第一号」を「附則第十三条の六第一号」に改め、同表第五条第四項第二号ロの項を次のように改める。

<p>第五条第四項 第二号ロ</p>	<p>ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合</p>	<p>ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額。以下このロにおいて「給付費相当額控除後特定納付費用額」という。）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合</p> <p>(1) 給付費相当額控除後特定納付費用</p>
<p>百五十万円未満</p>	<p>千分の百六十四</p>	

二百十万円以上	百十万円未満	二百万円以上二百万円未満	百九十万円以上	百九十万円未満	百八十万円以上	百八十万円未満	百七十万円以上	百七十万円未満	百六十万円以上	百六十万円未満	百五十万円以上
千分の百四十		千分の百四十四	千分の百四十七		千分の百五十		千分の百五十四		千分の百五十七		千分の百六十一

額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

二百二十万円未 満	二百二十万円以 上二百三十万円 未満	二百三十万円以 上二百四十万円 未満	上
		千分の百三十三	千分の百三十

百五十万円未満	百五十万円以上	百六十万円未満	百六十万円以上	百七十万円未満	百七十万円以上	百八十万円未満
四	千分の百六十	一	千分の百六十	七	千分の百五十	四

の合計額に三分の二を乗じて得た額に係る特定割合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

二百三十万円以	未満	二百二十万円以	満	二百十万円以上	二百万円以上二	二百万円未満	百九十万円以上	百九十万円未満	百八十万円以上
千分の二十七		千分の五十五		千分の八十四	千分の百十五	七	千分の百四十		千分の百五十

上	二百四十万円以	上二百四十万円
	○	未満

(2) 給付費相当額控除後特定納付費用

額のうち(1)に規定する三分の二を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合
 合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十
四	

二百十万円以上	百十万円未満	二百万円以上二 百十万円未満	二百万円未満	百九十万円以上	百九十万円未満	百八十万円以上	百八十万円未満	百七十万円以上	百七十万円未満	百六十万円以上	百六十万円未満	百五十万円以上
千分の百四十	四	千分の百四十	七	千分の百四十		千分の百五十	四	千分の百五十	七	千分の百五十	一	千分の百六十

(健康保険法施行令の一部改正)

第三条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

上	二百四十万円以	未満	二百三十万円以
	千分の百三十		千分の百三十
		上二百四十万円	三
		未満	七
		二百二十万円以	千分の百三十
		上二百三十万円	
		満	二百二十万円未

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第三十六条の二 法第百八条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合

傷病手当金合計額(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合

法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることが

できない場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第百八条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第三十七条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改める。

第三十八条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改め、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第四十一条第一項第一号口中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

(船員保険法施行令の一部改正)

第四条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第四条の二 法第七十条第三項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合

傷病手当金合計額(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合

法第六十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定さ

れる額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第七十四条の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第六十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第五条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第八条第一項第一号口中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号

」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	
保険医療機関等	保険医療機関
療養の給付に関する	入院時食事療養費に係る療養に関する
次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	第七十四条第十項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

第九条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項

保険医療機関等

保険医療機関

療養の給付に関する	入院時生活療養費に係る療養に関する
次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	第七十五条第七項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

第十条第二項の表第六十四条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表第六十六条第一項の項及び第七十条第二項の項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	
療養の給付に関する	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養に関する
次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に	第七十六条第六項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第三項に規定する保険外併用療養費に係る

関する基準及び前項の定め

療養の取扱い及び担当に関する基準

第十条第二項の表第七十条第七項の項及び第七十二条第一項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表第七十二条第三項の項中「又は」を「、患者申出療養若しくは」に改め、同表第七十四条第五項の項及び第七十四条第七項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第十三条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第二項の項中「の規定により読み替えて」を「において」に改め、同表中

第七十六条第二項	保険外併用療養費の額	特別療養費の額
項	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して	、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は第七十六条第

を

	第七十六条第二項	第七十六条第二項第一号
	保険外併用療養費	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して
二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八条第四項に規定する	特別療養費	、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は第七十六条第

二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八条第四項に規定する

に改め、同表第八十一条第一項の項中「の支給」を削る。

第十四条第一項第一号ハ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条の表以外の部分中「平成二十年度」を「平成二十八年年度及び平成二十九年年度」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、「同条」を「同項」に、「及び第五十二条」

を「第五十二条及び第五十五条」に改め、同条の表第五十二条第一項の項の次に次のように加える。

第五十四条第一	概算医療費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額からその超える額と其の超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額とそ	前々年度の実績医療費拠出金の額と其の額に係る調整金額との合計額
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

	の満たない額に係る調整金額との 合計額を加算して得た額	
第五十四条第二 項	概算医療費拠出金の額と確定医療 費拠出金の額との過不足額	実績医療費拠出金の額

附則第二条の表第五十五条第一項の項から第五十五条第五項の項までを削り、同表第五十六条第一項の項の前に次のように加える。

第五十六条の見 出し	確定医療費拠出金	実績医療費拠出金
---------------	----------	----------

附則第二条の表第五十六条第一項の項を次のように改める。

第五十六条第一 項	第五十四条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（ 平成二十年政令第百十六号）附則第二条の規 定により読み替えられた改正法第七条の規定 による改正前の第五十四条第一項
--------------	----------	-----------------------------------------------------------------------------------------

附則第二条の表第五十六条第一項の項の次に次のように加える。

		確定医療費拠出金の		実績医療費拠出金の	
第五十六条第一 項第一号	前々年度の 特定費用確定率	加入者等	確定加入者調整率	実績加入者調整率	加入者等（改正法第七条の規定による改正前 の第二十五条第一項に規定する七十五歳以上 の加入者等をいう。以下この条において同じ 。）
			負担調整前確定医療費拠出金相当 額から	負担調整前実績医療費拠出金相当額から	
第五十六条第一 項第一号ロ	平成二十年度の 特定費用実績率				

第五十六条第一 項第一号ロ(1)	負担調整前確定医療費拠出金相当額		負担調整前実績医療費拠出金相当額	
第五十六条第一 項第二号	確定負担調整基準超過保険者 負担調整前確定医療費拠出金相当額	実績負担調整基準超過保険者 負担調整前実績医療費拠出金相当額	項 第五十六条第二 項 確定加入者調整率 前々年度におけるすべて 加入者の総数	
第五十六条第二	前々年度における当該	前々年度における当該	前々年度における下限割合	同年度における下限割合
第五十六条第二	負担調整前確定医療費拠出金相当		負担調整前実績医療費拠出金相当額	

項 第五十六條第五	項 第五十六條第四			項第二號 第五十六條第三	項第一號イ 第五十六條第三	項第一號 第五十六條第三	項	
特定費用確定率	確定負擔調整加算率	確定負擔調整基準超過保險者	額 負擔調整前確定医療費拠出金相当	特定費用確定率	確定加入者調整率	確定基準超過保險者	特定費用確定率	額
特定費用実績率	実績負擔調整加算率	実績負擔調整基準超過保險者	負擔調整前実績医療費拠出金相当額	特定費用実績率	実績加入者調整率	実績基準超過保險者	特定費用実績率	

附則第二条の表中

第六十四条第一 項	第一条 第四十八条第一項	改正法第七条の規定による改正前の第一条 改正法第七条の規定による改正前の第四十八 条第一項
--------------	-----------------	-----------------------------------------------------

を

第六十四条第一 項	第一条 第四十八条第一項	改正法第七条の規定による改正前の第一条 改正法第七条の規定による改正前の第四十八 条第一項
--------------	-----------------	-----------------------------------------------------

に改め、同表第七十四条の二の項中「第七十四条の二」を「第七十四条の二第一号」に改め、同条に見出しとして「（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）」を付する。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

附則第六条第一項から第四項までを削り、同条第五項の表以外の部分中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加え、同項の表第七条の二第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第一百五十三条第二項の項中「除く。）、」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第一百五十四条第二項の項を次のように改める。

第一百五十四条第 二項	同項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金
	前項	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金

附則第六条第五項の表附則第五条の五の項中「附則第六条第五項」を「附則第六条第一項」に改め、同条第五項を同条第一項とし、同条第六項の表第七条の二第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第一百五十三条第二項の項中「）及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第一百五十四条

第二項の項を次のように改める。

<p>第一百五十四条第 二項</p>	<p>及び同法附則第七条第一項に規定 する病床転換支援金</p>	<p>、同法附則第七条第一項に規定する病床転換 支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
<p>同項</p>	<p>前項</p>	

附則第六条第六項の表附則第五条の六の項を次のように改める。

<p>附則第五条の六</p>	<p>及び第五条の規定</p>	<p>及び第五条の規定並びに健康保険法施行令等 の一部を改正する政令（平成二十年政令第百 十六号。以下この条において「改正令」とい う。）附則第六条第二項の規定</p>
<p>同条</p>	<p>附則第五条</p>	
<p>附則第四条の四の規定により読み 替えて適用される</p>	<p>改正令附則第六条第二項の規定により読み替 えて適用される附則第四条の四の規定により 読み替えられた</p>	

附則第六条第六項を同条第二項とする。

附則第七条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、同条の表

第六十九条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表中

第七十三条第一項	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に	、病床転換支援金及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に
第七十三条第一項	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に	、病床転換支援金及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定に

を

		<p>よりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に</p>
<p>第七十三条第一項第一号ロ</p>	<p>及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の</p>	<p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の</p>

に改める。

附則第八条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表中

<p>第七十条第一項</p>	<p>及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>	<p>、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第</p>
----------------	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

を

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によ
	及び病床転換支援金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
		八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）

第七十条第一項 第二号	及び病床転換支援金	<p>りなおその効力を有するものとされた同法第七十条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）</p> <p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」と	、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

附則第九条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表中

	<p>病床転換支援金の額</p>	
	<p>及び病床転換支援金の納付</p>	<p>いう。)</p> <p>等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条及び附則第七条第一項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）</p> <p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付</p> <p>病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額</p>

第七十条第一項

及び同法の規定による病床転換支
援金（以下「病床転換支援金」と
いう。）

、同法の規定による病床転換支援金（以下「
病床転換支援金」という。）及び健康保険法
等の一部を改正する法律（平成十八年法律第
八十三号。以下この項及び第七十五条におい
て「平成十八年健保法等改正法」という。）
附則第三十八条第一項の規定によりなおその
効力を有するものとされた平成十八年健保法
等改正法第七条の規定による改正前の老人保
健法（昭和五十七年法律第八十号。第二号及
び第七十五条において「平成二十年四月改正
前老健法」という。）の規定による医療費拠
出金（以下この項において「老人保健医療費

		<p>拠出金」という。）</p>
<p>第七十条第一項 第二号</p>	<p>及び病床転換支援金の納付</p>	<p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付</p>
	<p>病床転換支援金の額</p>	<p>病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正</p>

法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。附則第七条第一項第二号において同じ。

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「平成十八年健保法等改正法附則第三十条八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表附則第七条第一項の項中「附則第七条第一項」を「附則第七条第一項第二号」に改め、「（当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条

第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

附則第十条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「平成二十五年度から」及び「までの間」を削り、「附則第二十二條」を「附則第二十一條の三第一項」に、「附則第二十一條の三第一項」を「附則第二十二條」に改め、「（当該」及び「と、「同じ。」）とあるのは「同じ。」）を削り、「）附則第三十八條」を「。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八條第一項」に、「同法第七條」を「平成十八年健保法等改正法第七條」に、「以下」を「以下この号において「）に、「以下同じ」を「次項第二号において同じ」に、「）附則第五條の規定により読み替えられた」を「）附則第二條の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「を同令附則第五條の規定により読み替えられた」を「同令附則第二條の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「同令附則第五條の規定により読み替えられた同項」を「同項」に

改め、「の例」を削り、同項を同条第一項とし、同条第六項中「）附則第三十八条」を「。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項」に、「同法第七条」を「平成十八年健保法等改正法第七条」に、「以下「」を「以下この号において「」に、「以下同じ」を「次項第二号において同じ」に、「）附則第五条の規定により読み替えられた」を「）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「を同令附則第五条の規定により読み替えられた」を「を同令附則第二条の規定により読み替えられた」に、「同令附則第五条の規定により読み替えられた同項」を「同項」に改め、「の例」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十一条第一項中「平成二十年度分の国民健康保険税」を「平成二十八年度分及び平成二十九年度分の国民健康保険税」に改め、「地方税法」の下に「附則第三十八条の三の規定により読み替えられた同法」を加え、「及び第三項」を「の規定及び同条第三項」に、「並びに介護保険法」とあるのは、「、」を「及び同法」とあるのは、「同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び」に、「附則第三十八条

の」を「附則第三十八条第一項の」に、「こととされる」を「ものとされた」に改め、「以下」の下に「この項及び第三項において」を加え、「並びに介護納付金」を「及び後期高齢者支援金等」に、「老人保健拠出金並びに介護納付金」を「後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金」に、「附則第九条第一項」を「附則第九条」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

附則第十二条第一項を削り、同条第二項中「平成二十一年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加え、同項の表第一百十二条第二項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第二百一十一条第十項の項中「附則第十二条第二項」を「附則第十二条」に改め、同条第二項を同条とする。

附則第十三条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

附則第十四条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「及び附則第十八条第五項」を削り、「附則第十四条

の三第一項中」を「附則第十四条の三第一項第一号中」に改め、「掛金（老人保健拠出金、）」と」の下に「、同法附則第十八条第五項中「負担金（）」とあるのは「負担金（老人保健拠出金、）」と」を加える。

附則第十五条及び第十六条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に、「までの間において」を「において平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第十八条の見出し中「関する」の下に「なおその効力を有するものとされた」を加え、同条中「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年以前に請求されたもの」を加え、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同条の表第十八条各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第十八条

法第四十八条第一項の

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。）
附則第三十八条第一項の規定によりなお

		その効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第四十八条第一項の
--	--	----------------------------------------------------------------------------------

附則第十八条の表第十八条第一号の項中「第十八条第一号」を「第十八条第一号イ」に、「こと」を「もの」に、「平成二十年四月改正前老健法」を「改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」に改め、同項の次に次のように加える。

第十八条第一号 ロ(1)から(3)まで	法	平成二十年四月改正前老健法
第十八条第一号 ロ(4)	法	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法

附則第十八条の表第十九条第一項の項を次のように改める。

第十九条第一項						
法第四十九条						
次条に規定する費用の種類ごとに、同条						
法第四十一条第一項						
法第四十二条第一項						
法第四十二条第三項						
法第五十一条第一項						
改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第四十九条						
次条第二項						
平成二十年四月改正前老健法第四十一条第一項						
平成二十年四月改正前老健法第四十二条第一項						
平成二十年四月改正前老健法第四十二条第三項						
平成二十年四月改正前老健法第五十一条第一項						

<p>法第八十一条第二項</p>	<p>改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第八十一条第二項</p>
<p>法第六十一条</p>	<p>改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十一条</p>

附則第十八条の表第二十一条第二項及び第四項、第二十二條、第二十三條、第三十二條第一項並びに第三十三條の項中「平成二十年四月改正前老健法」を「改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」に改める。

附則第十九條中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」、「第一条の規定による改正後の」及び「（以下「新健保令」という。）」を削り、「新健保令附則第三条」を「同令附則第三条」に、「新健保令第二十条」を「同令第二十条」に、「第六十五条及び」を「及び第六十五条並びに健康保険法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、同令附則第三条の規定により読み替え

られた第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下「新健保令」という。）に改め、同条の表第二十条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項及び第六十七条第三項の項中「第六十五条第一項及び」を「第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに」に改める。

附則第二十条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、同条の表中

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この
---------	--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下この項及び次条において「老人保健拠出金」という。）</p>
<p>合算額から当該年度における法附則第二十二條の規定により読み替えられた法</p>	<p>合算額から当該年度における健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下「改正令」という。）附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法</p>
<p>総額から当該年度における及び病床転換支援金等</p>	<p>総額から当該年度における改正令附則第七條の規定により読み替えられた、 、病床転換支援金等及び老人保健拠出金</p>
<p>法附則第二十二條の規定により読</p>	<p>改正令附則第七條の規定により読み替えられ</p>

を

	み替えられた同項	た、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項
第十九條第一項 第一号	法附則第二十二條	健康保險法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第十九條第一項 第二号	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保險法等の一部を改正する法律（

<p>法附則第二十二條</p>	<p>改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條</p>
<p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第</p>
	<p>平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（次項第二号及び次條第四項において「老人保健拠出金」という。）</p>

に、

第十九条第二項

高齢者医療確保法

三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次項第二号において「老人保健医療費拠出金」という。）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）

を

第十九条第三項	高齢者医療確保法	及び病床転換支援金並びに	第十九条第二項	第一号	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」といいます。）	、病床転換支援金等
			及び病床転換支援金等	法附則第二十二條		
第十九条第二項	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに	第二号	第一号	拠出金（以下この項及び次条において「老人保健医療費拠出金」といいます。）	及び老人保健拠出金
			法附則第二十二條	及び病床転換支援金等	、老人保健拠出金	

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

第二十条第三項	法附則第二十二條	改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
	、病床転換支援金等	、老人保健拠出金
	及び病床転換支援金等	及び老人保健拠出金
	換支援金等	「老人保健拠出金
	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等	拠出金（次項第二号及び次条第四項において
		八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものときされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）

附則第二十一条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表中

<p>第二十九條の七 第二項</p>	<p>法附則第二十二條 、前期高齢者納付金等</p>	<p>改正令附則第八條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條 、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。） 、病床転換支援金等及び老人保健拠出金</p>
<p>及び病床転換支援金等</p>		

を

第二十九条の七		第二十九條の七 第二項第一号イ	第二十九條の七 第二項
法附則第二十二條	及び病床轉換支援金等	、前期高齢者納付金等	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
改正令附則第八條の規定により読み替えられ	、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）	改正令附則第八條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項

第二項第一号ロ	及び病床転換支援金等	た、法附則第二十二條
		、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

に改める。

附則第二十二條第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九條の七 第二項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第二十九條の七 第二項	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項	改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
第二十九條の七	、前期高齢者納付金等	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一

第二十九条の七	第二項第一号イ			
法附則第二十二條	調整対象基準額	法附則第二十二條	及び病床転換支援金等	
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	費拠出金相当額の合算額	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療 た、法附則第二十二條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

第二項第一号ロ	及び病床転換支援金等	た、法附則第二十二條
第二十九條の七 第三項から第五 項まで	法附則第二十二條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金 改正令附則第九條の規定により読み替えられ た、法附則第二十二條

附則第二十二條第二項から第五項までを削る。

附則第二十三條中「平成二十年度から平成二十九年度までの間」を「平成二十八年度」に改め、「第一條及び」の下に「同令附則第十六條の規定により読み替えられた、同令附則第十五條の規定により読み替えられた、同令附則第十三條の規定により読み替えられた同令」を加え、「並びに同令附則第二十三條の規定」を削り、同條の表第一條第一項の項中「附則第三十八條」を「附則第三十八條第一項」に、「第五條第一項」を「第五條第一項第一号ロ」に、「拠出金（同号）」を「拠出金（次項第一号）」に改め、同表第一條第二項の項中「第一條第二項」を「第一條第二項第一号」に改め、同表中

第五條第一項

法附則第二十二條

改正令附則第七條の規定により読み替えられ

を

第五号口 第五條第一項第	第五條第一項	換支援助金」という。 る病床轉換支援助金（以下「病床轉 及び高齢者医療確保法の規定によ	法附則第二十二條	び健康保険法等の一部を改正する法律附則第 援金（以下「病床轉換支援助金」という。）及 、高齢者医療確保法の規定による病床轉換支 た、法附則第二十二條	改正令附則第七條の規定により読み替えられ た、法附則第二十二條
	及び病床轉換支援助金 換支援助金」という。 る病床轉換支援助金（以下「病床轉 及び高齢者医療確保法の規定によ	た、法附則第二十二條 、高齢者医療確保法の規定による病床轉換支 援金（以下「病床轉換支援助金」という。）及 び平成二十年四月改正前老健法の規定による 医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金 」という。） 、病床轉換支援助金及び老人保健医療費拠出金			

	及び病床転換支援金	<p>三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）</p> <p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
--	-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、同表附則第二十三条第二項の項を削る。

附則第二十四条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第二条第一項 第二号</p>	<p>法附則第二十二條</p> <p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第四条第二項</p>	<p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第八条の規定により読み替えられた、法附則第二十二條、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第四条第二項及び第四条の二第一項に</p>
-----------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第四條第二項第 二號イ及び第四 條の二第一項第 一號ロ(1)</p>	
<p>及び病床轉換支援金</p>	<p>及び第四條の二第一項において「 病床轉換支援金」という。」</p>
<p>、病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金</p>	<p>において「病床轉換支援金」という。」及び健 康保険法等の一部を改正する法律（平成十八 年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の 規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第七條の規定による改正前の老人保健 法（昭和五十七年法律第八十号）の規定によ る医療費拠出金（第四條第二項及び第四條の 二第一項において「老人保健医療費拠出金」 という。」）</p>

附則第二十五条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>第二条第一項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>	<p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項及び附則第三条において「改正令」という。）附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>
<p>第二条第一項第二号</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人</p>

<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた法</p>	
<p>改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法</p>	<p>保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）</p>
<p>病床転換支援金の額</p>	<p>病床転換支援金の額並びに改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）</p>

<p>第四条第二項第 二号イ及び第四 条の二第一項第 一号ロ(1)</p>	<p>病床転換支援金の額</p>	<p>、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付</p>
<p>附則第三条第一 項</p>	<p>法附則第二十二 条の規定により読 み替えられた法附 則第七条第一項 の</p>	<p>改正令附則第九 条の規定により読 み替えられた法附 則第七条第一項の</p>
<p>附則第三条第一 項第一号</p>	<p>法附則第二十二 条</p>	<p>改正令附則第九 条の規定により読 み替えられた、法 附則第二十二條</p>
<p>附則第三条第一 項第二号</p>	<p>法附則第二十二 条</p>	<p>改正令附則第九 条の規定により読 み替えられた、法 附則第二十二條</p>
	<p>病床転換支援金の額</p>	<p>病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額</p>

附則第三条第二項	法附則第二十二條	改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
----------	----------	--------------------------------

附則第二十五条第二項から第五項までを削る。

附則第二十六条及び第二十七条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第七条 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削り、附則第三条の次に次の一条を加える。

(都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限)

第四条 平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

附則第六条の前の見出しを削り、同条を附則第五条とし、同条の前に見出しとして「(都道府県単位保

険料率の変更の場合における調整)」を付し、附則第七条を附則第六条とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第八条 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の三の六の四第一項、」の下に「第十一条の三の八の二第一号、」を加え、同条の表第十一条の三の六の四第一項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の八の二第一号	法第六十六条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第二項
---------------	-----------	----------------------------------

第六条の表第十一条の三の九第一項及び第二項の項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同表第十一条の三の九第三項の項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改め、同表第十一条の四第一項第一号の項中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の四第二項第一号」に改める。

第十二条第一号を次のように改める。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

第十二条第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「加入者（任意継続加入者を除く。）」を「全ての加入者の同月」に、「合計額を当該加入者の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において共済規程で定めた額があるときは、当該共済規程で定めた額）を法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額との基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額」に改める。

第二十六条第一項の表第六十七条第二項の項を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第十一条の三の八の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第十一条の三の八の二 法第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場

合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合
傷病手当金合計額（厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合
法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合
法第六十六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全

部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができなかつたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

第十一条の三の九第一項及び第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条第三項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改め、同項の表第百条の十第二項の項中「第六十六条第九項」を「第六十六条第十一項」に改め、同表第百条の十第三項の項中「第六十六条第九項及び同条第十項」を「第六十六条第十一項及び同条第十二項」に改める。

第十一条の四第一項中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項第一号中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「当該給付」を「当該傷病手当金」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

第四十九条の二第一号を次のように改める。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四十九条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」に、「みなして同項の規定により求めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第六条の二の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の三第一項第一号口中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第二十三条の五の二 法第六十八条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合
- 傷病手当金合計額(厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)から障害手当

金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合

法第六十八条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれ

か少ない額

第二十三条の六中「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」に改める。

第二十四条第一項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる場合」の区分に応じ、「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該傷病手当金の額

二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額

第二十四条第二項を次のように改める。

2 法第七十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額

第四十六条の二第一号を次のように改める。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四十六条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」に、「みなして同項の規定により定めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第三十条の二の十一の表第五十四条の二の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条」に改め、同表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条第三項」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項第三号中「及び同項第四号」を「、同項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）及び同項第五号」に改める。

第十七条の四の五第一項及び第十七条の六第一項第一号口中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

(印紙税法施行令の一部改正)

第十二条 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改め、同条第二号中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家

公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「改正後国共済法第六十六条第四項及び第七項から第十項まで、」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項及び第九項から第十二項まで、改正後国共済法」に、「並びに別表第二」を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後国共済法第六十六条第四項の項中「改正後国共済法第六十六条第四項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後国共済法第六十六条第四項ただし書の項を次のように改める。

国家公務員共済組合法 第六十六条第六項ただし書	障害厚生年金	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
----------------------------	--------	-------------------

第十四条第一項の表改正後国共済法第六十六条第七項の項中「改正後国共済法第六十六条第七項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改

め、同条第二項中「改正後国共済法第六十六条第十項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第十二項」に、「改正後国共済令」を「国家公務員共済組合法施行令」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、第六十八条第四項及び第七項から第十項まで、」を「の規定、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項の規定、改正後地共済法」に、「並びに別表第二」を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後地共済法第六十八条第四項の項中「改正後地共済法第六十八条第四項」を「地

方公務員等共済組合法第六十八条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後地共済法第六十八条第四項ただし書の項を次のように改める。

地方公務員等共済組合法第六十八条第六項ただし書	障害厚生年金	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
-------------------------	--------	-------------------

第十三条第一項の表改正後地共済法第六十八条第七項の項中「改正後地共済法第六十八条第七項」を「地方公務員等共済組合法第六十八条第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第七十二条第三項中「同項第二号中」の下に「年」とあるのは「年の前年」と、「前年」の一月一日」とあるのは「前々年」の九月三十日」と、「を」、「標準となつた給料」の下に「の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を加え、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月に改め、「改正後の法」の下に「（以下この号において「改正後地共済法」という。）」を、「標準報酬の月額」の下に「の平均額を改正後地共済法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬

月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第十九条の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国民健康保険組合の特別積立金について適用し、平成二十七年度以前の各年度における国民健康保険組合の特別積立金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十条第三項及び第五項の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金について適用し、平成二十七年度以前の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金については、なお従前の例による。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条の規定は、こ

の政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養の給付に要する費用の額、施行日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用の額並びに施行日以後に支給される療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに平成二十八年度以後の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金について適用し、施行日前行われた療養の給付に要した費用の額、施行日前行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額並びに施行日前行支給された療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに平成二十七年度以前の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者支援金の額並びに介護保険法の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組

合に対する補助金については、なお従前の例による。

2 平成二十八年度において第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令第五条（同令附則第十六条の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる第二条の規定による改正後の同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号ハの表

百分の三十二	千分の三百二十
百分の三十	千分の三百十六
百分の二十八	千分の三百十二
百分の二十六	千分の三百八

第四項第二号ロ(1)の表

百分の二十四	百分の二十二	百分の二十	百分の十八	百分の十六	百分の十四	百分の十三	百分の十二	百分の十一	百分の十	百分の九	百分の八	百分の七	百分の六	百分の五	百分の四	百分の三	百分の二	百分の一	
千分の二百四	千分の三百	千分の二百九十六	千分の二百九十二	千分の二百八十八	千分の二百八十四	千分の二百八十二	千分の二百八十三	千分の二百六十三	千分の二百六十二	千分の二百六十一	千分の二百六十一	千分の二百四十七	千分の百五十七	千分の百五十四	千分の百五十一	千分の百四十七	千分の百四十五	千分の百四十四	千分の百四十三

第四項第二号ロ(2)の表

千分の百三十	千分の百三十三	千分の百三十七	千分の百四十	千分の百四十四	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七	千分の百六十一	千分の二十七	千分の五十五	千分の八十四
千分の百五十七	千分の百五十八	千分の百五十九	千分の百五十九	千分の百六十	千分の百六十一	千分の百六十一	千分の百六十二	千分の百六十三	千分の百六十三	千分の三十二	千分の六十三	千分の九十六

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十年度から平成二十七年度までの各年度における、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項に規定する平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十五年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用に係る同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第八条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第十二条の規定は、施行日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、施行日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十九条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額について適用し、施行日前に退職した任意

継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額については、なお従前の例による。

(地方公務員共済組合の組合員に係る傷病手当金及び出産手当金に関する経過措置)

第七条 施行日前に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則

第四十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による傷病手当金又は出産手当金の支給を始めた場合における施行日以後の当該傷病手当金又は出産手当金の額の算定に係る同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後地共済法」という。)第六十八条第二項(改正後地共済法第六十九条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、改正後地共済法第六十八条第二項ただし書中「少ない額」とあるのは「少ない額(同日の属する月以前の直近の継続した組合員期間(組合員が現に属する組合に係るものに限る。))を十二月以上有する場合には、第一号に掲げる額」と、同項第一号中「平均額」とあるのは「平均額(同日の属する月が平成二十七年九月以前である場合には、同年十月の標準報酬の月額)」と、同項第二号中「傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日」とあるのは「平成二十七年十月一日」とする。

2 施行日から平成二十八年八月三十一日までの間に改正後地共済法による傷病手当金又は出産手当金の支

給を始める場合において、当該傷病手当金又は出産手当金はその支給を始める日の属する月以前の直近の継続した地方公務員等共済組合法第四十条第一項に規定する組合員期間（組合員（改正後地共済法第六十条第一項に規定する組合員をいう。以下この項において同じ。）が現に属する組合に係るものに限る。

）を十二月以上有する組合員に係るものであるときの当該傷病手当金又は出産手当金の額の算定に係る改正後地共済法第六十八条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない」とあるのは、「であつて、同日の属する月以前の直近の継続した組合員期間（組合員が現に属する組合に係るものに限る。）を十二月以上有するときは、第一号に掲げる」とする。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 平成二十八年六月三十日以前に退職した任意継続組合員の同年四月から平成二十九年三月までの標準報酬の月額及び標準報酬の日額の算定に係る第十条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（次項及び第三項において「新地共済令」という。）第四十六条の二の規定の適用については、同条第

一号中「月額」とあるのは「月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額）」と、同条第二号中「前年（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日」とあるのは「平成二十七年十月一日」と、「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」とあるのは「平均額」とする。

2 平成二十八年六月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十九年四月以後の標準報酬の月額及び標準報酬の日額の算定に係る新地共済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第一号中「月額」とあるのは「月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額）」と、同条第二号中「平均額（当該平均額の範

3 困内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額」とあるのは「平均額」とする。

3 平成二十八年七月一日以後に退職した任意継続組合員の同月から平成二十九年三月までの標準報酬の月額及び標準報酬の日額の算定に係る新地共済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第二号中「前年（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 平成二十七年九月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分から平成二十九年三月分までの任意継続掛金の算定に係る第十五条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共

済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第七十二条第三項の規定の適用については、同項中「年（）」とあるのは「年の前年（）」と、「前年（）」の一月一日」とあるのは「前々年（）」の九月三十日」とあるのは、「任意継続掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年（）の一月一日）」とあるのは「平成二十七年十月一日」とする。

理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険法施行令その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。